

島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会会議録

- ・ 日 時 令和3年9月16日(木) 午後7時～8時07分
- ・ 会 場 中部学校給食センター 研修室
- ・ 出席委員 小澤美佳委員、小島育乃委員、長坂幸二委員、杉山香理委員、
杉山真由美委員、佐野聖乃委員、矢入陽子委員
- ・ 事務局側 天野学校給食課長、家田係長、野末主任栄養士

(議事内容)

1. 開会(司会進行)

司会より、委員7人中7人が出席しているため、島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の会議の成立を報告します。

2. 挨拶(学校給食課長)

皆さんこんばんは。給食課長の天野と申します。普段のですね、お仕事お疲れのところそれから、感染症対応でお疲れのところ、また大変お忙しい中ですね、お集まりいただきましてありがとうございます。コロナウイルス第5波ということで、静岡県収束の方向には向かっていると思います。島田市も、この数が、昨日13名とか、上がったり下がったり非常に楽観視できない状態です。さて、これまでの島田市の学校給食におけるアレルギー対応につきまして、簡単に説明をさせていただきます。島田市では平成27年9月に、こちらのセンターができたときから、除去食の提供を開始しております。また、その後28年1月から、6品目の除去に拡大し、また30年度からは、現在の8品目の除去に拡大をしてきました。平成31年度末に、食物アレルギー対応マニュアルを改定しまして、令和2年度から適用しております。また、懸案となっていました南部の学校給食センターでの提供につきましては、令和元年度に専用のアレルギー調理室を設けて、令和2年度から、除去食の提供を開始しています。これでようやく市内全体でアレルギー対応ができるようになり、令和3年度の除去食提供人数が67名という人数になってます。本日は食物アレルギー対応マニュアルの変更。それと、食物アレルギー対応検討委員会要綱の変更についてご審議をいただきます。背景としましては、マニュアルを整備した上で、関係する皆様の事務労力の削減と、除去食を本当に必要とする児童生徒へ事務労力を集中するという縮充を目指しています。学校における事務がどのように変わるのかまた変わらないのかいろんなご意見を伺いながら進めさせていただければと思っております。本日は空間除菌機それから窓が解放させていただきまして実施をさせていただきます。スムーズかつ慎重な議論により、できれば短時間での終了となりますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

司 会：それではここで、各委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

各委員より挨拶

事務局より自己紹介

司 会：続きまして、委員長及び副委員長の選出に移ります。

当委員会規則第5条第2項に、委員会に委員長・副委員長を各1名置くことになっており、委員の互選によりこれを定めることとなっておりますが、どなたか立候補又は推薦される方はいらっしゃいますか？

委 員：それでは、初めての会議でお互い面識も薄い中、事務局一任ということでいかがでしょうか。

司 会：ただ今、事務局に一任といただきましたので、事務局の方で委員長・副委員長を推薦させていただきます。

事務局：委員長及び副委員長の選任について、事務局よりご提案させていただきます。

委員長に、大津小学校校長の小島育乃様、副委員長は、島田第五小学校教頭の長坂幸二様をお願いしたいと思います。

司 会：ただ今、事務局から委員長に小島育乃様、副会長に長坂幸二様との提案がありました。

皆様、ご承認いただけるようでしたら、挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。挙手多数のため事務局案のとおり委員長及び副委員長が選任されました。なお、委員長は、規則第5条第4項の規定により、この会の議事を努めていただくことになっておりますので、議長席へご移動をお願いします。

では、委員長に選出された小島育乃様よりご挨拶をお願いします。

委員長：大津小学校の小島です。只今、ご指名を受けましたので、僭越ながら、進めさせていただきます。

司 会：それでは、議事進行を委員長よろしくをお願いします。

委員長：それでは、規則に従い、私が議長を務めさせていただきます。みなさま、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

本日の議事事項が島田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの変更についてを議題とします。

事務局：それでは、マニュアルの変更案について説明させていただきたいと思います。次第がついている資料の4ページをご覧くださいとおもいます。現在のマニュアルですが、平成31年3月に作成し、令和2年度の4月から適用運用し、現在、1年半経過としております。除去食の提供人数も、令和元年度の時点では15名であったところから、マニュアル変更後、令和2年度中部36名、南部20名の合計56名、令和3年度が中部46名、南部21、合計67名と増加してきました。今後も増加していく傾向があるかと思っております。そのため、現時点でマニュアルの見直しをしていくこととしました。一つ目、除去食対応アレルギーの変更についてです。現在は、「鶏卵、乳、えび、かに、いか、たこ、そば、ピーナッツ」の8品目の除去食を実施していますが、これを、6品目のアレルゲン「鶏卵、乳、えび、かに、いか、たこ」に変更していきたいと考えています。また、そば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツは学校給食では提供しませんとして、マニュアルにも明記していきたいと考えました。現状ですが、そばは給食には提供はしておらず、ピーナッツについても年1回提供するかしないか程度である。またキウイフルーツについては、現在も提供していません。いくらについては、生物なので学校給食では提供し

ていないんですが、いくらアレルギーとして学校生活管理指導表を提出している児童生徒がいること。また、文部科学省から出されている学校給食における食物アレルギー対応指針 18 ページに、使用する頻度を検討すべき必要がある食物として、特に重篤度が高い原因食物が、そば・ピーナッツであり、学校給食での提供は極力減らしますということが記載されています。近隣の学校給食で提供しないと決めている食材を、6 ページに、聞き取ったものが記載してあるので、それはご覧いただければとおもいます。これらのことを受けて、そば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツについては学校給食では提供はしない。そのため、除去食も 8 品目の中からそば・ピーナッツを除き、6 品目とすることで変更していきたいと考えています。

二つ目が、部分的解除についてです。①生卵アレルギーについてですが、現状として学校生活管理指導表に医師が生卵でもアレルギーと診断してあれば、完全除去対応となります。なので、生卵アレルギーであれば、全ての卵料理が食べられないのが現状であります。しかし、マヨネーズ、ドレッシング、デザート等の十分に加熱されていない卵加工品は食べられるが、生卵のみ食べられない状態の児童生徒もいます。また、給食には生卵は提供していないということが挙げられます。これらを受けて、医師の診断により、生卵以外の給食が食べられるであれば、学校生活管理指導表の学校生活上の留意点、給食の欄に管理不要に指示記入してもらうことにより、学校給食で卵料理全て食べられることとしたい、というのが一つ目です。

二つ目が、乳アレルギーについてですが、現在学校生活管理指導表に乳アレルギーとして診断されていれば、パン・シチューなどの乳の入っているおかず、及び牛乳全て食べることはできません。しかし、乳アレルギーの場合、パンや乳を含む料理、デザート等は食べられるが、飲用牛乳のみ飲めない場合があります。

そのため、医師の診断指示に基づき、飲用牛乳のみの中止を認めたいと思います。学校生活管理指導表に乳アレルギーと記入されていても、その他の欄に飲用牛乳のみ不可と記載してもらい、牛乳免除願いと学校生活管理指導表の写しを提出してもらうことで、飲用牛乳飲みの不可を認めます。また、この場合は 3 者による面談は必要とせず、学校と保護者の対応になってきます。

以上、一つ目の除去食対応アレルギーの変更についてと、二つ目の部分的解除について、ご意見等ありましたらお願いします。

委員長：今事務局からの説明がありました。1 つ目と 2 つ目、合わせてですけれども、委員の皆様から、ご意見がありましたらお願いします。

委員：牛乳免除願いを出している子は、牛乳のアレルギーはもちろんだクターに管理表を出してもらうんですが、乳糖不耐症の子は、管理表を出していないんですが、アレルギーと言われた子だけ管理表をだすのですか？

事務局：乳アレルギーであれば、一緒に出してもらいたいです。また、乳糖不耐症は診断書が多分出てきてないかとおもうのでいりません。

委員長：他にございますか。

委員：お医者さんに指示記入してもらうこととか、その他の欄に書いてもらえばというところが気になるのですが、お医者さんに保護者が依頼して書いてもらえばよろしいですか？

事前の保護者文書にはこのことは明記してもらえますか？

事務局：部分的解除についてということでこれから保護者宛に、今ここに書いてある内容について出して行く予定です。保護者からお医者さんに伝えてもらうということです。

今、実際市内で生卵アレルギーの子がいるかと言われると、出てきてはいないのですが、隠れている子がいるかと思えます。本当は生卵のアレルギーがあるけど生卵アレルギーと出すことによって、卵を食べられないということで、実際管理指導表を出さずにそのままいるのではないかなと思っています。そこら辺の問題が、学校側で、隠れてしまっていていいのかなということもありまして。生卵であっても学校生活管理指導表は出してもらった方が良いでしょう？学校としてはどうですか？

委員：私たちは、把握は保健調査表ではできるので、また、学校では調理実習でも生卵は出ないので。宿泊訓練などがあつたら、事前にメニューは提示して、万が一、生卵があつたら、それで返事が返ってくるので。全部を把握しているかと言われると、ちょっと。

事務局：管理指導表を出さない、出すという判断をマニュアルによって行われてしまうのもどうかと思うので、生卵であっても、管理指導表は出したいという子もいるかもしれないので、その子にとっては、ここに明記しておくことが有効になってくるのではないかなということで、記載させていただきました。牛乳については、少し前から、浜松医大の先生から、牛乳の解除までは道のりが長いので、このままだとずっと食べられないというのはどうかという話が出ていました。そこら辺を受けて、実際牛乳アレルギーであっても、牛乳免除願いだけででている子もいるのではないかなと思っています、そこも隠れてしまっている子がいるのではないかなということもありまして、ここも明記することで隠れてしまっている子たちが、出すことができるようになるのではないかなということで、明記をさせていただこうと思っています。8品目から6品目に減らすということに関しては、出さないよということ今まで明確に言っていなかったもので、ピーナッツアレルギーって結構いるかと思えます。その子たちにも、詳細献立表なり何かしらの対応が必要だったところが、減ることにもなりますし、今、すごく人数が増えてしまっているところを、整理をさせていただいて今いる子たちを充実させていきたいという考えのもと、2品目を減らしていきたいと考えています。

委員長：その他ございますか。8品目を6品目にとということと、部分的解除のことについていくつか質問もありましたが、出尽くしたようでしたら、ここで承認をとりたいと思います。

委員：この会議ではちょっとわからないのですが、私たち、ここで決まったことをとりあえず持ち帰って養護教諭に投げるのですが、養護教諭の中で意見がもしあつた場合、そういう時はどうすればいいですか？私たちがすべて答えられればいいのですが、学校事情がそれぞれあつて、答えられない場合、そちらに連絡をすればいいんですか？校長会はその後ですよ。

事務局：こういう対応でやっていくよということは、この会でご承認いただいて、対応が変わつたところだとか、わからないところについては、こちらに聞いていただければいいです。

委員長：では、疑問点があるようでしたら、この後ということで承認をとらせていただきたいと思います。島田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルの変更について承認される方は挙手をお願いします。

全員挙手

ありがとうございます。

挙手多数というので承認されました。

委員長：続きまして、議事事項の2つ目です。

島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の要綱の変更についてを議題とします。
説明を事務局よりお願いします。

事務局：島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の要綱の変更についてということでお願いします。現状ですが、現在の除去食の希望人数が多いため、適否を決める検討委員会に1週間ほど前に委員の皆様には資料配布して、検討委員会までには確認をしていただいています。ちなみに、昨年資料なのですが、これくらいの厚さの資料をチェックしてきていただいています。検討委員会の日に承認をいただくのですけれども、どうしても人数が多いので、承認を得るだけの会議になってしまっているのが現状です。また、今日もそうですが、夜の開催のために、教職員の先生方には時間外で参加していただいているというのが現状にあります。

現在検討委員会に上がってくる前に申請書類が学校で確認し、三者でも面談を実施して、校内の食物アレルギー対応委員会で検討されてから、学校給食課まで資料が上がってきています。そのため、今後審査については、学校給食課および給食センターで除去食の提供について可否を検討し決定していくこととしたいと考えています。ただ、このようなマニュアルの内容を検討する等の場合は、委員の皆様にご覧いただく必要があるため、その場合は検討委員会をこのような形で開催をしていきたいと考えています。また、今まで任期が1年でしたが、頻度も減るということで、任期も2年と変更していきたいと思います。その要綱の案が7・8ページにつけさせていただいてあります。これについて、今後例規審議会で提出していくために、記載内容については例規の担当者として詰めていきたいと思っています。それと合わせて、少しマニュアルの方の説明をさせていただきたいと思います。皆様の方にお配りしている資料1・2をご覧ください。マニュアルの中で、赤字の部分が今回訂正を加えていきたい部分になってきます。大きな変更のところだけ説明させていただきます。

8ページをご覧ください。2の島田市学校給食アレルギー対応実施基準のキの食物アレルギー対応としての飲用牛乳のみの停止は認められないことを削除していきます。また、その下の、(2)のアについては、検討委員会での審査を消去してあります。11ページに、8品目から6品目への変更を記してあります。13・14ページには、部分的解除及び、提供しない食材について掲載してあります。16～20ページまでは、学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインが令和元年度版として変更となっていましたので、それに合わせて内容に手直しを入れてあります。21ページですが、審査の所を検討委員会から変更してあります。審査については、学校給食課及び給食センターで実施してありますが、給食センターを記載漏れしている所が何か所かあるので、この後訂正していきます。30・31ページですが、検討委員会の役割の、対応食の提供の適否に関する事について、削除していきます。その代わりに、学校給食課及び栄養教諭等の所に、除去食提供についての審査を記載してあります。それに合わせて、33ページも変更してあります。43ページには、今までのアレルギー対応食の経過を掲載してあります。また、様式につ

いても、1 ページ目の申請書、4 ページ目の変更申請書、9 ページの面談記録の変更と学校生活管理指導表を新しいものにしてあります。また、部分的解除の卵と乳の場合の記入例を参考様式として 23・24 ページに増やしました。簡単ですが、変更した点についてお話をさせていただきました。

この他にも、変更すべき点等ありましたら教えていただきたいと思います。また、まだ、手直しができていない箇所が少しありますので、そこを訂正して、完成とさせていただきますと思います。

要綱の変更についてと、マニュアルの内容について御意見をいただければと思います。

委員長：只今、事務局より説明がありました。ご質問ご意見ありましたら出してください。

委員：教職員の場合、人事が生じた場合は、それはそれに応じた形で。

事務局：そうですね。

委員：役はついて回るということですか？2年の任期についてですけれども。

事務局：市内にいる場合はついて回ります。

委員：そうですね。教頭会でも同じようについてきているものもありますが、市外転出した場合にはいなくなるので代理の方となりますが、市内にいれば同じって形で。

委員：養護教諭部は今までは、部長ともう一人という形ででてきているのですが、それを变更后、2年にするということは。

事務局：うちの方の委員は2年でお願いしたいのですけれども。そこが不都合であれば、こちらはそれをまた検討しなければならないと思うのですが。

委員：小中ででてきているのですが。

事務局：そうですね。できれば小中でお願いしたいです。

委員：私、今年是小なのですが、来年小かは分かりません。私たちは、とにかく、部長と部長でない方は校種が違うもう一人という形なのですが。

校長先生、それは合わせた方が良いのですか？

委員長：合わせるの難しいですよ。2年任期ということになっていきましたが、2年ということ、経緯が分かって2年間継続をということですよ。

そうしますと、要綱については手をいれますか？

事務局：その点がやはり難しいということでしたら、やはり1年ごとということをお願いしたいかと思います。私たちは事情が分からないので、できれば継続してやっていただければと思っていました。マニュアルの内容もなかなか厚くて、様式集まであって、今までの経緯をわかってとなると、やはり1回目からはよく分からないという感じになるので、よくわかってらっしゃった方がやっぱりいいのかなと思って今回2年という任期でお願いしようかと思ったのですけど、そこのところは難しいということであれば1年ということとさせていただきますかと思います。

委員：私たちの方はみんな分かって対応しているので、誰になっても大丈夫だとおもいます。

新規採用職員とかだと、分からないかもしれませんが、そのように組むことはないのです。2年という人はいないので苦しくなってしまうので。

委員長：養護教諭のみなさんは、よく顔もあわせて、情報交換もしている仲なので、どなたがなっても、みんなよく分かっているということ。校長、教頭の方には、どうなるかはわかりませんが、2年やれば2年ということ。例外というか。その他ご

質問はありますか。小澤先生いかがですか？

委員：なんで2年だとダメなのかがわからないので。

委員長：養護教諭さんの、役職が正副部長とかが1年交代ということがあるようです。

委員：原則2年でもこの4人が維持できるかどうかはわからないっていうのを大前提で、2年原則ということをしたっていうことであれば。ただ、どうしてもとなると難しいです。何にもない無風の時もあれば、大きい風が吹くときもあるので、それを大前提でおけば別によろしいかなと思うのですけど。

委員：校長先生や教頭先生は1年ごと変わりますか？

委員：どこで変わるかはわからないので、市内にいれば継続して問題ないと思うのですけど。もし市外に出ると言われたときにはいなくなるので、それは人が変わらざるを得ないと。

委員長：申し送りができていれば学校が変わっても、この校長担当にというようなことはできるので、市内の組織の中で調整がきくとは思いますが。

事務局：そうしますと、今のお話ですと、要綱上はそのまま1年で、年度が終わるまでにしておいて、あと、校長会、教頭会の方で、前が分かるからということで、前任の方がなる可能性があるように申し送りをしていただけるというお話でいいのか、それとも、2年にしておいて、当然委員が欠けたときは、別の方をという要綱にはするので、委員が欠けたというところで、養護教諭さんたちは交代してやっていただくということであるのか。

今6月からだいたい3月までということをお願いをしております。そうすると4月5月というのは、空白の区間というのが実はありまして、それが定例教育委員会で承認を得ないと、私たちも任命ができないものですから、どうしてもその時間差で、2ヶ月のあきがでてしまうのですが、2年間そのままやればその空白の区間もなくなる。委員が欠けた場合は、その1名分や2名分の空白は出ますが、継続してくれるというそういったこともあったものですから、1年10ヶ月間は、継続が続くということ考えた上での要綱の変更を審議いただいています。

委員：2ヶ月の空白のデメリットは何でしたか？

事務局：緊急で何かが起こった場合、緊急で協議したい場合は、その2ヶ月は一切開けないです。

委員：緊急時の対応なのですね。でも、年度当初に決めておけば、人は決まっていますよね。

事務局：学校から、どなたになったかのお名前をいただけるのが、5月くらいになります。

委員：4月の初めには誰になるか決まっていますよね？4月10日までには私たちは決まっています。メンバーは決まっているはずですよ。

事務局：定例教育委員会にかけないと任命ができないのです。なので、4月当初にお名前をもらったとしても、早くても5月からの任命になります。

委員：では、任期を、そのままいる人達は次の年の5月までにするのはどうなのですか？

事務局：そうすると、3月末で欠けた人の部分は、4月は誰かを当てなければいけなくなりますよね。そうすると、最初に提案した2年にするというのと、5月にするという話では差がないのではないかと思います。

委員：2年にした場合は3月まで？

事務局：3月までです。

委員：そうすると、2年したら、また2ヶ月はあいてしまうということですね？

事務局：そうです。あと、学校もそうですが、医師会もかかわってくるのですが、先生たちが決まるのはいつくらいになるのでしょうか？

委員：医師会は、理事が変わるのが6月でして、そして4年間は変わらないです。6月の総会の前に選挙をやって決まるのですが。私は、8年間、来年の6月までは理事をやっているんで、来年までは変わらないのですが。

事務局：みなさんの都合が悪ければ、その部分は1年の任期として、変更なしのまま行きたいと思います。第4条のところは変更なしで、第2条の(2)だけ消去という形で、例規審議会にはかけていきたいと思います。

委員長：今の話だと、1年任期でということが良いですか？

事務局：どちらの方が都合いいですか？

委員長：養護教諭さんたちと、校長・教頭がちぐはぐになってしまってもわかりにくくなりますので、1年にしておいてもらって、申し送りとして、2年できる人は2年やらせてもらうという形で調整を図っていきたいのですがいかがでしょうか？
承認を得たいと思います。島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の要綱の検討について承認いただける方は挙手にてお願いします。

(挙手多数)

島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会の要綱の変更について承認されました。
ありがとうございました。以上で、議長の職を解かせていただきます。

司会：それでは、事務局よりその他についてご報告いたします。

事務局：今後のスケジュールについてお話をします。本日の検討委員会で承認していただいたということで、今後9月22日に校長代表者会にて報告していきます。その後、9月29日に定例教育委員会にて報告。10月5日に校長会にて報告します。10月中に学校及び全保護者宛に通知をしていきます。

また、10月4日から、就学時健診が始まりますので、その際の説明は、6品目の除去食の提供で説明していきます。11月には、検討委員会要綱の変更を例規審議会に提出し、12月の教育委員会定例会に要綱の変更を諮ります。

12月から2月の間に、6品目の除去食提供希望者と面談を実施し、例年通り3月初旬には、学校は、申請書を学校給食課に提出していただきます。3月中旬に学校給食課及び給食センターにて書類等確認、審査をしていきます。

3月下旬から4月上旬に、学校給食課から、除去食提供の通知書が学校に通知し、その後学校は、通知書及び取り組みプランを保護者に通知していきます。こちらの申請手順等については、例年と全く変更はありません。

また、4月からそば・ピーナッツ・いくら・キウイフルーツの提供は無いため、令和3年度の除去食提供者で、そば・ピーナッツの除去食提供に該当していた児童生徒については、3月末で除去食の提供が終了となりますのでご承知おきください。

以上で、スケジュールの説明を終わります。

委員：例年通りで何も言っていないと、10月には保護者に希望調査を分けてしまうのですが、この保護者宛の通知を待ってもらわないといけませんよね。この保護者宛の通知を出

してから、希望調査をとらないといけないので、今日いただいたデータをいただくことはできますか？今、こんな風に進んでいるよというのを、養護教諭さんたちに伝えておきたいです。こんな検討がされていて、8品目が6品目になるということを伝えておきたいので、調査を出すのを、保護者宛の通知があるまで待っていてねと言わなければいけないので、データをいただきたいです。

事務局：データというとどれについてでしょうか？

委員：赤字で直したものも含めて、今日配布されたものすべてです。

事務局：この後まだ訂正していきますが、訂正前のもので良いですか？

委員：この赤字で直してあるものがわかりやすいので、この状態のままで良いですので送ってください。

事務局：では、今の状態のままのデータを送付します。

委員：いろいろ疑問点が出てくると思うので、私の方で聞いてからまたお伺いします。仕組みについてこうした方がいいかなと出てきた場合は、校長先生と相談しながら進めたいと思うのですが。でも今決まっているんですよね。

事務局：先ほど承認を受けた内容で進めていきたいと思っています。4日から就学時検診が始まりますので、そちらでは今日承認された内容でお話をしていきます。

委員長：6品目というのは、8品目のうち出していないのをやめて6品目になったけど、内容は一緒という理解でいいのかなと。9月22日に代表者会に出していただいて、10月5日というと初南小の就学時健診の方が先になるかと思うのですが、どういう対応をされますか？

事務局：校長会長と話をさせていただいて、どう対応するかは相談していきます。

今日の委員会で承認をいただいたことで、校長会長の方には説明に行く予定ですので、そこで話をしていきます。

委員長：細かなところは、命に係わることなので慎重になるのですが、かといって養護教諭たちのように、パッと気が付いて何か言えるかということ、始まってみないとどうかなわからないなというみたいな感覚があるので、ぜひ養護教諭のみなさんの目で気が付いたことがあれば言っていただいて、校長会でも説明に来てくださるのですよね、その時に何かあれば発言がありますのでそこで検討していただきたいことがあればお願いしたいと思います。

委員：私たちも全部きっと網羅できてないのですよ。現場の養護教諭がこれを見てここちょっと、危ないかもっていうのが見つかったとき、見つかったままにしておけないので、また相談とかしたりしていきたいです。

事務局：それでより良いものができればいいですよね。これは学校給食課だけが使うものではないですから、学校の現場の方のご意見というものをまたお伺いして対応できればと思っています。

他にみなさんからご意見等はありませんか？

委員：卵と乳のアレルギーで今まで食べられていたけど、完全除去ということでやってきた生徒が、食べられるよという診断になれば食べられると、保護者通知だけで対応されるということですよね。除去食に該当している保護者に説明会とかそういったことはないですね。

事務局：それは予定していません。

委員：結構、面談記録の様子なんかもやっぱり迷われるところがあって、保護者にここは書き直してくださいみたいな感じで面談時にありますので、保護者にそういった説明会を開いてもらえたら面談の30分の中で一人一人説明するのは、すごく大変でした。アレルギー食材のところはすごく難しく、私もそれを説明ができない場合、栄養士さんに面談のときにやっていただいたのですが。

事務局：個人で話をしていくのが一番わかりやすいので、全体でざっくり話をさせていただいても多分なかなか伝わらない部分になるかなとは思っているので、個別で栄養教諭なり、私たちも伺っているので、そちらの方でしっかり説明をさせていただくという形でさせていただきたいかなと。

委員：面談記録も変更になるのですよね？乳アレルギーはパンの提供できませんとか。

事務局：乳アレルギーは今後もパンは提供できません。

委員：食べたらいよいよ書いてあったら食べていいよとなるのではないですか。

事務局：違います。牛乳アレルギーで飲用牛乳のみ飲めない子だけが対象です。今まで牛乳免除で出していた子が、乳アレルギーとして出すかにも変わるぐらいかと。牛乳アレルギーだったけど、牛乳免除で出していた子です。

事務局：給食で他の物を食べるようにするために、本当は牛乳アレルギーだけど、不耐症みたいな状態で提出されている子は何人かいらっしゃるのではないかなと思うので。

委員：ではそんなに変わらないということですか。理解が間違えていました。

委員：除去を少なく、食べられるものは食べていきましょうという方針ではないわけですね。

事務局：本来、乳アレルギーと診断されれば、解除されるまでは全て食べられないという状態が完全除去です。それが、パンとかおかずなど食事の部分が食べられるというお医者さんからの判断ができれば、飲用牛乳だけ飲めなくても、ご飯の方は食べられるという形にしていきましょうってことです。

委員：牛乳が飲めなくてもごはんとはどういうことですか。

事務局：パンやシチューなどの乳を使ったおかずは食べられるということです。今基本的には牛乳アレルギーの場合は食べられないことになっています。

委員：それを牛乳だけ禁止と書いてくれば、パンは食べられるようになるということですか？

事務局：そうです。ただ、パンとおかずまで全部食べられるようになったという診断が欲しいです。パンだけ食べられますということはできません。段階的なことはできません。パンは食べるけど、シチューは食べられないという段階はできません。段階的解除ではないです。

委員：乳アレルギーの人は、本当は食べられないけど、診断書に飲用牛乳だけダメと書いてあれば、パンとシチューは食べられる。

事務局：その場合は食べられます。その場合には、面談にも上がってこないです。なので、牛乳免除と同じと考えていただければいいと思います。

ただ、学校生活管理指導表の管理はするにはしないとはいけません。だけど、面談は必要ありません。なので、牛乳免除と同じと考えていただければいいと思います。また、パンだけ食べて、おかずは食べないということはできません。

委員長：保護者だとしたら、牛乳だけこっそり止めていた子が堂々とシチューやパンが食べられ

るという道が開かれるから、隠れアレルギーをしなくても正々堂々と管理表にも書いて対応できるので、その保護者はそれで納得すると思うのですが、今まで、シチューやパンは食べてはいけないとなっていた保護者が、面談もしないで解除になることは大丈夫か？と思うのですが。

委員：それは主治医の先生とのご相談で、管理表に書くかどうかですよ。

委員長：三者面談はなしということですかね。

事務局：あくまでも医師の診断が一番正しいというところになってくるので、そこ次第です。

委員長：お医者さんに書いてもらうまでに保護者がちゃんとわかっていけるかと思うのですが。

委員：今の理解が、ここでバタバタしているくらいなので、保護者の理解がものすごく大変だなと思って。

委員：文書の保護者版を作ったら、もちろん校長会に見ていただくと思うのですが、校長先生たちがそれを読んで理解できる内容かどうかというところですよ。

委員長：今までと対応が変わる保護者が、そうかそういうわけこうなったのだと思えば迷わずお医者さんに書いてもらおうとなるのですが。

事務局：今現実にもそういう子が出てきているかというところ、出てきてはいないのですね。なので、もしそういう子たちがいれば、何かしら言うてくるのかなという気はするのですが。そのままもしかしたら隠れていってしまうかもしれないですし、そこはわからないのですけども。まず明記をしておかないことには、進まないの。ずっと隠れたままの形にはなってしまうのではないかと。

委員：保護者宛文書はいつくらいにできそうですか？よく校長先生方に見てもらいたくて。それで理解できるか。

事務局：校長代表者会には今度出します。

委員：ではよく見ていただいてからにしましょう。

司会：それでは他にいかがでしょうか。

また、何かありましたら、こちらにお問い合わせをいただければ。私達の方も気づかないことというのがたくさんありますので、ぜひそういったことを教えていただければ本当にありがたいと思います。

それでは、令和3年度島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会をこれで閉会とさせていただきます。例年ですと3月に認定の委員会を開かせていただいておりますが、本日決定しましたように、認定するための会というものは開催をしません。しかしながら、このマニュアルの変更等検討が必要であれば、また皆様の方にお集まりいただくこととなります。その際にはまたよろしくお願いたします。本日は長い時間ありがとうございました。

20時07分閉会